

## 第4章 管理運営

### I 運営体制

#### 1. 組織

運営組織を図4.1に示す。「教授会」が工学部および短期大学部にそれぞれ設置されている。これに加えて、1994年度（平成6）からは、大学院工学研究科委員会が置かれている。また、教授会と工学研究科委員会に提案する議題などについて事前に協議をする「主任教授会」が置かれている。

教授会および工学研究科委員会のもとに、その付託を受けて個別事項について審議を行う各種委員会が置かれる。委員会には、工学部、短期大学部ないしは工学研究科にそれぞれ置かれるものと、学生委員会のように全学共通に置かれるものがある。これらのほか、附属図書館、地域連携センター、キャリアセンター、計算機センター等の学内共同利用施設や生物工学研究センターには、それぞれ独自の運営組織がある。なお、学長の諮問機関として、学外の委員で構成され、学長の諮問に応じて大学運営の基本的事項について審議、提案を行う「大学運営協議会」が置かれている。また、工学部、短期大学部、工学研究科の間の連絡調整の役割を担う「評議会」が設けられている。

学長、工学部長および短期大学部長は、選挙によって選ばれる。学長は、全学の専任の教授、准教授、講師及び助教の直接投票による。任期は4年、再任の場合の任期は2年、引き続き6年を超えて在任はできない。工学部長は、工学部の専任の教授、准教授、講師及び助教の直接投票による。任期は2年、再任の場合の任期は2年、引き続き4年を超えて在任はできない。短期大学部長は、短期大学部の専任又は兼任の教授、准教授、講師及び助教の直接投票による。任期は2年、再任の場合の任期は2年、引き続き4年を超えて在任はできない。学生部長、附属図書館長、地域連携センター所長、キャリアセンター所長、計算機センター所長および生物工学研究センター所長は、学長が工学部および短期大学部の専任の教授の中から評議会の意見を聞いて選考し、知事が任命する。

#### 2. 運営協議会

運営協議会は、学長の諮問機関であり、大学全体の運営に関する基本的事項について審議し、学長に対して提言または助言を行う。委員は、大学の職員以外で大学教育に関し広く、かつ高い見識を有する各界の代表者から、学長の申し出を受けて知事が任命するものである。なお、2005年からは、公募による委員を委嘱するようにしている。委員を資料4.1に示す。



---

教員の人事に関する事項の審議については、学長および専任の教授をもって構成される人事教授会で行われる。原則として、毎月1回定期的に開催される。工学研究科委員会は工学部教授会にひきつづいて開かれる。必要がある場合には、臨時の教授会を開くことができる。なお、教授会の下に、専門事項を調査・審議するため、各種の専門委員会が設けられている。

教授会の審議事項はつぎのとおりである。

①学則、評議会規程、教授会規程その他学内諸規程の制定改廃に関する事。②学科、課程、授業に関する事。③試験および単位認定に関する事。④学生の入学、退学（転学科を含む）、休学、除籍、留学、卒業その他の身分に関する事。⑤学生の表彰および懲戒に関する事。⑥学生の厚生補導に関する事。⑦教員の人事に関する事。⑧教員の研修に関する事。⑨その他学長が必要と認める重要事項。

## 4. 評議会

評議会は、全学の運営に関する共通の重要事項について、調整し、審議する機関である。審議事項および構成員はつぎのとおりである。

○評議会の審議事項

①学則その他の規程の制定・改廃に関する事項。②学部、学科その他の教育研究組織の設置・廃止に関する事項。③学生定員に関する事項。④学生の厚生補導および学生の身分に関する事項。⑤人事の基準に関する事項。⑥予算要求の基本方針に関する事項。⑦その他評議会が必要と認める事項。

○評議会の構成員（16人（2010年3月現在）、任期：2年）

①学長。②工学部長（工学研究科長）および短期大学部長。③工学部および短期大学の教授会が選出する教授7人。④学生部長。⑤事務局長。⑥附属機関の長（図書館長、地域連携センター所長、キャリアセンター所長、計算機センター所長、生物工学研究センター所長）。

## 5. 主任教授会および主任教授

### (1) 主任教授会

主任教授会は、学長、学部長、学生部長、事務局長および各学科の主任教授で構成される。なお、教養教育および短期大学部の専攻はそれぞれ1学科とみなされている。

主任教授会は毎月1回定期的に、教授会が開催される前の週に開かれる。その協議事項は、つぎのとおりである。

①教授会に提案する議題に関する事。②教員の人事および研修に関する事。③予算要求の方針に関する事。④教育施設、研究施設等に関する事。⑤各学科および事務局相互間の連絡調整に関する事。⑥その他学長が必要と認める事項。

### (2) 主任教授

各学科に主任教授が置かれ、当該学科からの推薦に基づき学長が任命する（任期：2年）。

主任教授は、当該学科を代表し、つぎの事項を担当する。

①当該学科を総括すること。②当該学科の会議を主宰し、意見のとりまとめおよび調整を図ること。③他学科等との連絡および調整を図ること。

## 6. 学生部長および学生委員会

全学の学生の厚生指導に関する事柄を処理するため、学生部長が置かれる。学生部長の選考については、「1. 組織」に述べたとおりである。副学生部長は、同様に評議会の意見を聞いて学長が任命する。

全学に共通の学生委員会の担当事項および構成員は、つぎのとおりである。

### ○担当事項

①課外活動および厚生補導に関すること。②賞罰に関すること。③保健管理等に関すること。

### ○構成員

①学生部長および副学生部長。②各学科から選出された委員各1名。③保健体育担当の専任教員（教授、准教授、講師）のうちから1名。④その他学長が必要と認める者。

なお、委員会は学生部長が委員長となる。

## 7. 附属施設

表4. 1に示す全学に関連する附属施設があり、それぞれ管理運営機関を有している。

表4. 1 附属施設

施設	管理運営機関
附属図書館	図書館運営委員会
地域連携センター	地域連携センター運営委員会
キャリアセンター	キャリアセンター運営委員会
計算機センター	計算機センター運営委員会
生物工学研究センター	生物工学研究センター運営委員会

## 8. 各種委員会

専門の事項を調査・審議するため、専門委員会が設けられている。全学共通の委員会と、各学部および研究科委員会に設けられている委員会がある。委員会の一覧を表4. 2に示す。各委員会には、それぞれ各学科から1～2名の委員を選出する。

## 9. 学科会議

各学科には、それぞれ学科会議が設けられている。これは学科内の全教員（助教、教務職員もふくむ）が参加し、学科によって異なるが、毎月2回程度開催されている。

表4. 2 委員会一覧

区 分	全 学	工 学 部	短期大学部	大 学 院
教 務 委 員 会		1990年度から 委員長：学長が指名	1990年度から 委員長：学長が指名	1994年度から 委員長：学長が指名
学 生 委 員 会	1990年度から 委員長：学生部長			
入 学 試 験 委 員 会		1990年度から 委員長：学長が指名	1990年度から 委員長：短大部長	1994年度から 委員長：学長が指名
図 書 館 運 営 委 員 会	1990年度から 委員長：館長			
地 域 連 携 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	2004年度から 委員長：センター所長			
キ ャ リ ア セ ン タ ー 運 営 委 員 会	2007年度から 委員長：センター所長			
計 算 機 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	1990年度から 委員長：センター所長			
生 物 工 学 研 究 セ ン タ ー 運 営 委 員 会		1992年度から 委員長：センター所長		
国 際 交 流 委 員 会	1994年度から 委員長：学長が指名			
研 究 倫 理 委 員 会	2007年度から 委員長：学長が指名			
改 革 ・ 評 価 推 進 委 員 会	2000年度から 委員長：学長			
防 火 管 理 委 員 会	1992年度から 委員長：学長			
放 射 線 安 全 委 員 会		1993年度から 委員長：生物工学研究センター所長		
動 物 実 験 委 員 会	1998年度から 委員長：学長が指名			
遺 伝 子 組 換 え 実 験 等 安 全 委 員 会	1994年度から 委員長：互選			
キ ャ ン パ ス ハ ラ ス メ ン ト 防 止 委 員 会	2001年度から 委員長：学生部長			
発 明 委 員 会		1990年度から 委員長：工学部長	1990年度から 委員長：短大部長	
職 員 衛 生 委 員 会	1990年度から 委員長：事務局長			
機 種 選 定 委 員 会		1991年度から 委員長：工学部長	1991年度から 委員長：短大部長	
省 エ ネ ル ギ ー 推 進 委 員 会	2009年度から 委員長：工学部長			
パ ス テ ル 工 房 企 画 管 理 運 営 委 員 会	2002年度から 委員長：学長が指名			
ダ ・ ヴ ァ イ ン チ 祭 実 行 委 員 会	1996年度から 委員長：規定なし			
開 学 20 周 年 記 念 事 業 実 行 委 員 会	2009年度から 委員長：後援会代表			

※1 2000年度からは、紀要編集は、図書館運営委員会が行う。

※2 1990～1993年度は、公開講座運営委員会（全学：1993年度末廃止）として行っていた。

※3 2000年度に改革推進委員会が発足する。

学科会議は、教育研究上の各種の情報交換、学科運営上の諸問題の検討、各種委員会に提出する学科意見の集約および委員会で審議・決定された事柄の学科への伝達等が行われる。この会議は、規程に定められた正規の運営機関ではないが、教員の基礎的組織であり、また、各種の情報を教員組織全体に行き渡らせるのに大きな役割を果たしている。

## 10. 事務局

全学に共通の事務局が設けられている。その構成等については「Ⅲ 事務局」の項に述べる。